

令和8年6月1日

患者様及びご家族各位

【電子的診療情報連携体制加算について】

当院は、「電子的診療情報連携体制加算2」の施設基準に係る届出を行っております。

- ① オンライン請求を行っており、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した明細書が無償で交付いたします。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有している
- ④ マイナ保険証利用率（30%以上）
- ⑤ マイナンバーカードの利用についてお声がけ、ポスター掲示を行っている。
- ⑥ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所及ウェブサイト等に掲載している。
- ⑦ 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している。

上記の体制により令和8年6月の診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日より初診の算定時に「電子的診療情報連携体制加算2」を月に1回に限り9点、再診の算定時に月1回に限り2点を算定します。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目的としておりますので、ご理解の程何卒宜しくお願い申し上げます。



埼玉セントラル病院 病院長